

人事行政の運営等の状況をお知らせします

令和3年度の町職員の任免や勤務時間、その他の勤務条件などを正しく知っていただくために、人事行政の運営等の状況を公表します。公表内容は、役場2階総務課（8番窓口）でも閲覧することができます。

問い合わせ先 総務課職員係 ☎ 01547-2-2171 内線(214)

3. 職員給与の状況

①人件費・職員給与費の状況(令和3年度普通会計決算)

普通会計歳出総額(A)	24,580,667千円
実質収支	118,279千円
普通会計人件費総額(B)	1,346,975千円
歳出総額に対する人件費割合(B)/(A)	5.48%

※職員のほか、議員や委員等に支給される報酬等を含む。

②職員給与費の状況(令和3年度普通会計決算)

職員数(A)	157人
給料	570,597千円
諸手当	118,442千円
期末手当	226,295千円
計(B)	915,334千円
1人当たり給与費(B)/(A)	5,830千円

※職員給与費の職員数(A)は普通会計に属する職員です。

③一般行政職の級別職員数(4月1日現在、単位：人、%)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務	主事	主任	主査	係長	主幹	課長	部長	
職員数	R3 36	R3 22	R3 21	R3 31	R3 16	R3 15	R3 6	147
	R4 37	R4 21	R4 19	R4 32	R4 13	R4 15	R4 6	143
構成比	R3 24.5	R3 15.0	R3 14.3	R3 21.1	R3 10.9	R3 10.2	R3 4.1	100.0
	R4 25.9	R4 14.7	R4 13.3	R4 22.4	R4 9.1	R4 10.5	R4 4.2	100.0

※構成比は四捨五入をしているため、その合計が100%にならない場合があります。

④一般行政職の初任給など(4月1日現在、単位：円)

区分	初任給	経験年数による平均給料月額		
		7～9年	10～14年	15～19年
大学卒	R3	182,200	245,520	256,750
	R4	182,200	240,257	266,500
高校卒	R3	150,600	198,500	215,833
	R4	150,600	198,583	219,660

⑤職員の平均給料月額などの状況(4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	R3	294,800円
	R4	291,700円

⑥諸手当の状況(令和3年度普通会計決算)

区分	支給対象	支給総額
扶養手当	職員の配偶者や子などに他の生計の途がなく、職員が扶養している場合	11,717千円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、その運賃を負担している場合または自家用車により通勤している場合(片道2km以上)	2,865千円
住居手当	職員が住んでいる住居で家賃などの住居費を負担している場合	17,045千円
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合 ・年間平均支給額 325千円	36,686千円

⑦期末勤勉手当の状況

支給月	令和3年6月	令和3年12月	計
支給率	2.225カ月分	2.225カ月分	4.45カ月分
平均支給額	623千円	623千円	1,246千円

⑧退職手当の状況(令和4年3月31日現在、単位：月)

区分	勤続25年				
	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	
町	自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709
	定年・勸奨	24.586875	33.27075	47.709	47.709
国	自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709
	定年・勸奨	24.586875	33.27075	47.709	47.709

※退職手当の支給率などは、本町が加入する(北海道市町村職員退職手当組合)の規定に基づくものです。

⑨特別職の給料・報酬(単位：円、月)

区分	月額	区分	月額						
給料	町長	R3	783,000	報酬	議長	R3	295,000		
		R4	783,000			R4	295,000		
		副町長	R3			649,000	R3	237,000	
			R4			649,000	R4	237,000	
	教育長	R3	588,000	委員長	R3	212,000			
			R4		588,000	R4	212,000		
		R4	186,000	議員	R3	186,000			
			R4		186,000	R4	186,000		
	期末手当	支給月	6月	12月	計	支給月	6月	12月	計
		支給率	2.225	2.225	4.45	支給率	2.225	2.225	4.45

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間

- ・月曜～金曜日の午後8時30分～午後5時00分
- ・休憩時間/12時00分～12時45分
- ・1週間の勤務時間/38時間45分

②休暇等

休暇には、年次休暇や病気休暇、特別休暇(出産や忌引き休暇など)、介護休暇があります。

5. 職員の休業に関する状況

休職員には、地方公務員法等の法令および白糠町の条例、規則等に基づき次の休業が認められています。
・育児休業 ・自己啓発等休業 ・配偶者同行休業
※令和3年度は1人が育児休業を取得しました。

6. 職員の服務および分限、懲戒処分等の状況

職員の服務は、法令その他特別の定めがあるもののほか「白糠町職員服務規程」により定められています。

町職員は全体の奉仕者としてさまざまな義務が課せられていますが、その義務を果たせない場合は、分限処分や懲戒処分となります。

○分限処分/勤務成績が良くない場合や心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合、公務能率の維持を図るため、降任や免職、休職となります。

○懲戒処分/法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者として、ふさわしくない行為があった場合、戒告や減給、停職または免職となります。

※令和3年度は、分限処分(休職2人)、服務義務違反、懲戒処分はありませんでした。

7. 職員研修の状況

職員の能力向上を図るため、各種研修を実施しています。

研修名	実施主体	人数
新規採用職員基礎研修	釧路町村会	11人
初級職員研修		9人
中級職員研修		3人
釧路地区法務基礎研修	3人	
釧路地区法務実務入門研修	北海道町村会	2人
指導能力研修	北海道市町村職員研修センター	2人
管理能力研修		4人
税務事務(基礎)		2人
政策形成研修(まちづくり研修)	釧路市	1人
地域づくり・まちづくり推進人材育成セミナー	北海道釧路総合振興局	1人
ゲートキーパー研修	白糠町	10人

8. 職員の福祉と利益保護

①共済組合等

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法により北海道市町村職員共済組合が、各種の給付などを実施しています。また、職員は(一財)北海道市町村職員福祉協会へ加入し、福利厚生の実施を図っています。

②災害補償

職員が公務中に災害を受けた場合は、地方公務員災害補償法に基づき、補償を受けることができます。
※令和3年度に公務災害として申請・認定された事案は1件でした。

1. 職員の任免および職員数

①新規採用の状況

区分	採用者数	
	競争試験	選考
事務職	10人	—
技術職	3人	—

②退職者の状況

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	懲戒免職
事務職	9人	—	3人	—
技術職	4人	—	—	—

③部門別職員数の状況(4月1日現在、単位：人)

区分	職員数		増減	
	令和3年度	令和4年度		
一般行政部門	議会	3	3	—
	総務企画	50	53	3
	税務	10	10	—
	民生	21	18	△3
	衛生	16	16	—
	農林水産	14	13	△1
	商工	3	3	—
	土木	11	10	△1
	小計	128	126	△2
	特別行政部門	教育	29	24
公営企業等会計部門	水道	7	7	—
	下水道	4	3	△1
	その他	8	8	—
小計	19	18	△1	
合計(A)	176	168	△8	
住民基本台帳人口(B)	7,481	7,351	△130	
職員一人当たり人口(B)/(A)	42.5	43.8	—	

※町長、副町長、教育長、非常勤職員を除く。

2. 職員の人事評価の状況

本町では、能力および実績に基づく人事管理の徹底を図るため、平成28年度から人事評価制度を導入しています。人事評価は任命権者ごとに実施しており、町長部局では「白糠町職員の人事評価の実施に関する規程」の定めるところにより評価を行っています。